平成２２年（フ）第６０３号
福岡市南区桧原３丁目19番８―101号
債務者　永留扶美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３３５号
福岡市西区今宿青木1019番地６
債務者　川上　道子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東３丁目２番19号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４７号
福岡市博多区那珂１丁目27番５号
債務者　梅本　和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９９号
福岡県大野城市乙金台１丁目12番５号　エクセル乙金102号
債務者　山本ゆかり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３２号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目５番１―401号
債務者　森　　繁和
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７２号
福岡市東区三苫５丁目３番10号
債務者　川上　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７２号
福岡県糸島市前原北２丁目12番43号
債務者　筒井　謙一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８６号
福岡県春日市下白水南２丁目68番地
債務者　宮木　幸親
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８７号
福岡県春日市下白水南２丁目68番地
債務者　宮木　末子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８９号
福岡市博多区住吉４丁目13番12号
債務者　安波　京子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１８号
福岡県大野城市錦町３―２―８クリテリオン福岡301号
債務者　村田　潤一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６１号
福岡市南区的場１丁目４番35―401号
債務者　今村　剛隆
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６２号
福岡市南区的場１丁目４番35―401号
債務者　今村　優子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０８３号
福岡県宗像市日の里６丁目28番地19
債務者　黒川　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９７号
福岡県宗像市日の里４丁目５番地６
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０４号
福岡市早良区次郎丸１丁目８番49号
債務者　田中　安雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０６号
福岡県太宰府市国分３丁目21番３号
債務者　松嶋　民也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０９号
福岡市博多区相生町３丁目３番41―301号
債務者　櫻川由紀恵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部